

就学援助費(新入学用品費)の小学校入学前支給について(お知らせ)

恵庭市教育委員会 教育総務課

恵庭市では経済的な理由などによる小・中学校へ就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費・給食費など、学校に必要な経費を一部援助する「就学援助制度」を設けています。

このうち、小学校に入学するお子さんの入学準備に充てていただくための「新入学用品費」を、令和8年度新入学のお子さんに対し、入学前の3月中旬に支給します。

1. 援助の内容

支給額	対象のお子さん1人につき 57,060 円
支給日	令和8年3月中旬(3月上旬に送付する支給通知書でお知らせします)
支給方法	申請書に記載していただいた振込指定口座へ振込

2. 対象となる方

下記の条件にすべて該当する方が対象となります(※1)

- (1)令和8年2月末日の時点でお子さんの住民票が恵庭市にある
- (2)令和8年度に小学1年生となるお子さんがいる
- (3)恵庭市の就学援助制度の認定基準に該当する

① 収入額による認定

世帯全員(血縁の有無に関わらず、現在同居している方全員)の令和6年1～12月の収入合計額が、恵庭市教育委員会の定める限度額(※2)を下回る世帯

世帯構成		3人世帯 (父、母、小学生)	4人世帯 (父、母、中学生、小学生)	5人世帯 (父、母、中学生、小学生、就学前児童)
限度額の 目安となる 年間収入	持ち家の 場合	約365万円	約450万円	約485万円
	借家等 の場合	約390万円	約480万円	約510万円

② その他の事由による認定

失業や長期療養、家族状況の変化等により、著しく収入が悪化した世帯

(直近の収入額を証明する書類等の添付が必要です。詳しくはお問合せください。)

(4)生活保護を受けていない

※1 認定・支給決定後、令和8年4月末日までに恵庭市外へ転出された場合でも新入学用品費の返還は求めません。

ただし、転出先の市町村へ支給の事実を通知しますのでご了承ください。

※2 限度額は世帯員の年齢構成・所得の種類によって変動するため、あくまでも参考としてください。

なお、申請前に世帯の限度額を計算して個別にお知らせすることはしていませんのでご了承ください。



申請に必要な書類

兄弟がいて、既に令和7年度就学援助(準要保護)の認定を受けている世帯については **申請不要** です。

令和7年度就学援助の申請をしておらず、小中学生の兄弟がいない世帯は下記の書類を提出してください。

新1年生となるお子さんに小中学生の兄弟がいる場合は、兄弟を含めた【通常の就学援助】の申請をすることができます。申請書が異なりますので、詳しくはお問合せください。

- ・ 就学援助(入学前支給)申請書
- ・ 収入に関する書類(同居している方全員分、以下①②で該当するもの全て)
- ・ 申請書に記入していただいた振込指定口座にかかる通帳の写し

①	給与・自営収入・不動産収入などの収入	給与収入のみの方	令和6年分 源泉徴収票の写し	又は 令和7年度 所得・課税証明書 (令和7年6月以降に各市町村で発行します)※手数料がかかります
		給与以外の収入がある方	令和6年分 確定申告書の写し	
		上記以外の方(令和6年に収入がない方含む)	令和7年分 市民税・道民税申告書の写し	
②	手当・年金などの公的な給付金	失業している方	雇用保険受給者証の写し ※失業給付金を受給している方のみ	
		ひとり親世帯	児童扶養手当受給証書の写し	
		年金受給中の方	国民年金・遺族年金・障害年金等の源泉徴収票又は各種年金受給証明書又は振込通知書の写し	
		特別児童扶養手当制度該当の方	特別児童扶養手当受給証書の写し	

※書類は返却しませんので、必ず写し(コピー)を提出してください。

※二世帯住宅・間借り等は基本的に「同居」とみなします。ただし、生計が別である場合は、上記の書類に加えて「それぞれの世帯の同年同月分の電気・ガス・水道料金の検針票または領収書(契約者が確認できるもの)の写し(コピー)」を提出してください。

手続きから支給までの流れ

申請期間	令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)
提出先	恵庭市教育委員会 教育総務課(恵庭市新町10番地 恵庭市民会館1階) (学校では受付しませんので、教育委員会窓口へ直接お越しください)
審査結果	令和8年2月中旬頃に通知書を送付します



ご注意 (必ずご確認ください)

- ・申請の際は、世帯の状況(住所、世帯員など)を正しく届け出て下さい。申請内容に疑義がある場合は、同居人の有無などを詳しく調査・確認したり、住居の契約書写しなど実態を証明する書類を求めることがあります。
- ・就学援助(入学前支給)の認定を受けた後に、世帯の実態が認定に該当しないことが判明した場合は、認定の取り消しや支給金品を返還いただく場合があります。

入学後の就学援助の支給について

対象のお子さんが小学校へ入学する来年度(令和8年度)分の就学援助を受けたいときは、別途申請が必要です。詳しくは、令和8年2月に各小学校で開催される新入学保護者説明会や、広報えにわ令和8年2月号、市ホームページでご案内する予定です。

「お問合せ先」 恵庭市教育委員会 教育総務課

〒061-1498 恵庭市新町10番地 ☎0123-33-3131(内線 1612・1621)

<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/> (申請書類等は9月中旬以降ダウンロード可能です)